

鹿児島県スポーツ協会 スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

※当協会が定める規則等のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。http://www.kagoshima-sports.jp/

原則	自己説明項目	自己説明
[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<p>〈ア〉 競技力向上対策を目的とした「競技力向上対策基本構想」を専門委員会（競技力向上対策委員会）で協議し、これを指針として、毎年度「競技力向上事業計画」を策定している。</p> <p>〈イ〉 競技力向上事業計画策定にあたっては、各競技団体の代表や理事等で構成される競技力向上委員会で協議し、理事会を経て評議員会に報告している。</p> <p>〈ウ〉 競技力向上事業計画の進捗状況については、今後、加盟団体にもアンケート等を実施しながら状況を把握するとともに、理事会に報告する予定である。</p> <p>〈エ〉 法人に関する中長期計画は策定していない。競技力向上や生涯スポーツ振興等各種事業を網羅した中長期計画については、他県の状況を参考にしながら今後策定することとしたい。</p>
[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) 団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	<p>〈ア〉 公益財団法人鹿児島県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドラインを制定し、指導者、スポーツを行う者、スポーツ団体及び組織について責務事項を定めガイドラインとしてまとめている。</p> <p>〈イ〉 加盟団体については、公益財団法人鹿児島県スポーツ協会加盟団体規程第4条において、本会の定款及び決定した事項に違反した場合と本会の名誉を著しく毀損した場合は、除名することができる旨を規定している。</p> <p>〈ウ〉 役員については、公益財団法人鹿児島県スポーツ協会定款第37条により職務上の義務に違反し又は職務を怠ったときは解任することができる旨を規定している。</p> <p>〈イ〉 職員については、公益財団法人鹿児島県スポーツ協会事務局規程第10条において服務・分限について鹿児島県教育委員会事務局職員に準ずると規定している。</p>
[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	公益財団法人鹿児島県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドラインを制定し、当協会を含めたスポーツ団体及び組織について責務事項を定めガイドラインとしてまとめている。
[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	<p>〈ア〉 公益財団法人鹿児島県スポーツ協会定款第52条の規定に基づき、公益財団法人鹿児島県スポーツ協会事務局規程を定めている。</p> <p>〈イ〉 会計処理を正確かつ円滑に行い、本会の事業成績及び財政状態を明らかにするとともに本会の能率的運営と公益活動の向上を図ることを目的とし、公益財団法人鹿児島県スポーツ協会会計処理規程を定めている。</p>
[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	公益財団法人鹿児島県スポーツ協会定款第20条及び第38条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し、役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規定を定めている。
[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	公益財団法人鹿児島県スポーツ協会定款第10条において財産の種類及びその管理・処分について定めている。
[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	公益財団法人鹿児島県スポーツ協会財務特別委員会規程を定め、本会の財政の確立を図るための審議機関を設置している。
[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	公益財団法人鹿児島県スポーツ協会国民体育大会選手等選考委員会規程を定め、選手及び監督を選考するための調査審議機関を設置している。
[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) 役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	現在、役員等へ向けた研修を実施していないため、理事会・評議員会等で公益財団法人鹿児島県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン等を確認する機会を設定する。
[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	<p>〈ア〉 毎年度当初、社会体育担当者及び加盟団体担当者へ公益財団法人鹿児島県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドラインに基づき指導するとともに、団体ごとの年間指導計画及び報告を提出させている。</p> <p>〈イ〉 国体監督会や各種研修会等、機会を捉えて倫理に関する指導を実施している。</p>
[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	公益財団法人鹿児島県スポーツ協会定款第30条に基づき、3人の監事を置き定期監査を実施している。
[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	会計事務処理の手引きを作成し、競技団体等担当者へ説明している。

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	<p>〈ア〉 公益財団法人鹿児島県スポーツ協会定款第13条第3項により、監査報告等を一般の閲覧に供するものとし、同条第5項により貸借対照表を公告することとしている。</p> <p>〈イ〉 公益財団法人鹿児島県スポーツ協会情報公開規程により情報公開について必要な事項を定めている。</p>
〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	<p>〈ア〉 毎年度当初の加盟団体競技団体理事長・会計担当者会議において、「代表選手・役員を選考等に関しては、選考基準を明確に定め、開示を求められた際は速やかに対応ができるよう証拠書類などにより、真摯な対応をする。」ように指導している。</p> <p>〈イ〉 国体選手の選手・監督・本部役員を選考については、公益財団法人鹿児島県スポーツ協会国民体育大会選手等選考委員会規程に基づき、公正公明な選手選考等を行っている。</p>
〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	令和3年度から毎年度10月末までに、ガバナンスコードに対する自己説明を当協会HPへ掲載する。
〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により加盟団体及び地方組織等の関係団体との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	公益財団法人鹿児島県スポーツ協会加盟団体規程により権限関係を定めている。
〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 加盟団体及び地方組織等の関係団体の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	<p>〈ア〉 毎年4月に地区・市町村社会体育・体育協会担当者会議及び加盟競技団体等理事長・会計担当者等会議を開催し、研修等を実施している。</p> <p>〈イ〉 毎年12月から1月にかけて、加盟競技団体と個別にヒアリングを実施し、組織の運営状況や競技力向上対策、ジュニア育成等について把握するとともに、倫理に関するガイドラインに示すガバナンス強化や暴力行為根絶等について指導している。</p>